

第31回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和3年4月8日(木) 14:00～
場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

次 第

議 題

- 1 医療警報の発出について
- 2 長野市及び長野圏域の感染警戒レベルについて
- 3 各部局における対応について
- 4 その他

- 3月中旬以降、感染が急速に拡大。一部圏域では身近な医療機関に入院できない方も
- 感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株を県内でも確認

⇒ **入院者数の増加を食い止め、県民の命と暮らし、そして医療を守るための重大な局面**

I 県としての対策強化

1 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実

- ・濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施
- ・変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施
- ・陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実
- ・集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を実施

2 医療体制の強化

- ・県内医療機関に対して広域的な入院調整を行うとともに、受入可能病床数を更に拡充

3 事業者による感染防止対策の徹底

- ・ガイドラインチームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知等を実施
- ・「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」としての登録を推進

4 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底

- ・医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを提供
- ・職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化（県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底）

II 県民、事業者への協力をお願い

- ・市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願い
- ・言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を実施

III 暮らしと産業の支援

1 生活にお困りの方への支援

- ・休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯に対し、生活資金の貸付を実施（国の償還免除要件に該当しない方には、県独自に償還金の一部を補助）
- ・低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給
- ・国家資格や民間資格の取得を目指すひとり親世帯に対し、養成訓練期間中の生活費を支援
- ・就労等を目指すひとり親世帯に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を実施

2 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援

- ・県からの要請に応じて営業時間短縮等を行った事業者に対し、協力金を支給
- ・市町村が行う事業者支援の取組に対し、交付金を交付

3 経済的影響を受ける事業者への支援

- ・産業・雇用総合サポートセンターにおいて、経営や雇用などの相談に対応
- ・飲食店を安心して利用していただくため、「信州の安心なお店」の登録推進やテイクアウト・デリバリーを促進

全県に「医療警報」を発出します（案）

令和3年4月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

3月中旬以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（4月1日～7日）の新規陽性者数は240人まで増加しています。また、従来株よりも感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

県としては、病床のひっ迫を避けるため、可能な方については宿泊療養や自宅療養をお願いしているところですが、4月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は26.5%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。上田圏域、長野圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応しており、身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。

さらに、全国的な感染の拡大傾向を踏まえると、本県においても、さらなる感染の拡大が懸念されることから、全県に「医療警報」を発出するとともに、全圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ（既にレベル3以上である圏域を除く）「新型コロナウイルス警報」を発出します。

今がまさに、入院患者の増加を食い止められるかどうかの極めて重要な局面であるとの認識のもと、大切な命と暮らしを守るため、『「医療警報」発出に当たってのお願い』に沿った行動を切にお願いします。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、狭く、強く、短く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実を図ります(2) 医療体制を強化します(3) 事業者に感染防止対策の徹底を働きかけます(4) 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底を働きかけます |
|--|

(1) 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実を図ります

濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施するとともに、変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施します。

また、陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実を図るほか、集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を行います。

(2) 医療体制を強化します

県内医療機関に対して、広域的な入院調整を行うとともに、さらなる受入可能病床数の拡充を図ります。

(3) 事業者へ感染防止対策の徹底を働きかけます

ガイドライン周知・推進チームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行うとともに、「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」として利用啓発に取り組みます。

(4) 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底を働きかけます

医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを行います。

また、職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化します。(県も一事業所として在宅勤務割合の増加等の対策を講じます。)

3 県民・事業者の皆様への協力をお願い

市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願いしていきます。

また、言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を行います。

「医療警報」 発出に当たってのお願い（案）

令和3年4月8日

3月中旬以降感染が急速に拡大しており、一部の圏域では身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。また、感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

このまま入院者数が増加を続ければ、医療機関の負担がさらに高まり、通常の医療提供にも影響が及び「医療非常事態宣言」を発出する状況に陥りかねません。

県民の皆様におかれては、これまでも3密（密閉、密集、密接）の回避やマスク着用、手洗い・手指消毒など、基本的な感染防止策の実施にご協力をいただいているところですが、ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るため、今一度、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、特に次の点にご協力をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

医療警報発出中、特にお願いしたいこと

- 1 高齢者、基礎疾患がある方は、感染リスクが高い行動をできるだけ避け、慎重に行動するようお願いいたします。
- 2 会食については、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意してください。特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意し、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくようお願いいたします。
- 3 感染拡大地域※への訪問、同地域からの帰省はできるだけ控えるようお願いいたします。訪問や帰省が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じるようお願いいたします。
※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
(R3.4.8現在：宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県)。なお、必要に応じて、感染拡大地域以外の都道府県への訪問等についても注意喚起を行う場合があります。
- 4 旅行はできるだけ同居のご家族と県内でお楽しみいただくようお願いいたします。
- 5 事業者の皆様は、感染拡大防止ガイドラインを徹底し、新型コロナ対策推進宣言を行っていただくよう改めてお願いいたします。また、県民の皆様には、できるかぎり新型コロナ対策推進宣言を行っている事業所をご利用いただくようお願いいたします。
〔現在、県として新たに「信州の安心なお店」登録制度を開始しています。新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただき、巡回員が感染対策状況を確認します。〕
- 6 事業者の皆様は、従業員の皆様の在宅勤務・テレワーク、時差出勤を拡大していただくようお願いいたします。また、休憩時間など、いわゆる居場所の切り替わりによる、気の緩みへの注意喚起など、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。
- 7 医療機関、福祉施設における感染に加え、学校や保育園における感染例が確認されているため、施設管理者の皆様には、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります。患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。

長野市の一部地域における営業時間の短縮等の要請の期間を延長するとともに 長野圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します（案）

令和3年4月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

長野市については、3月29日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、3月31日にはさらなる対策の強化として、一部地域における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮等の要請を行ったところです。

長野市の直近の感染状況を見ると、1週間の新規陽性者数は94人と、依然として高い水準となっているほか、飲食の機会を起因とする陽性者が継続して確認されています。

また、長野市を除く長野圏域においても、感染経路が不明の事例が多く、また、医療機関における陽性者の確認などのリスクの高い事例もみられます。

県としては、全県への「医療警報」の発出により、県民の皆様のご協力をいただきながら、感染症対策の強化を図っているところですが、長野圏域におけるこれ以上の感染拡大は、全県の医療提供体制に深刻な影響を及ぼしかねません。

このため、4月9日までを期限としている長野市の一部地域における営業時間の短縮等の要請の期間を4月15日まで延長するとともに、本日から4月21日までの間、長野圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 長野市の一部地域における営業時間の短縮等の要請について（4月15日まで）

（特措法第24条第9項）

長野市の一部地域（別紙参照）における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。（期間以外は、令和3年3月31日の要請内容と同様です。）

要請の期間は4月10日*から4月15日までとしますが、感染状況により延長する場合があります。

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設〕	ガイドライン非遵守	休業
	ガイドライン遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設〕	—	営業時間短縮 （5時～20時）

※ 10日の営業時間から（営業時間短縮の場合は10日の20時以降）適用

なお、県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者については、継続して支援します。

2 長野圏域への「特別警報Ⅱ」発出に伴う県の対策強化について（4月21日まで）

長野圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化（長野市においては継続）します。長野圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、『医療警報』発出に当たってのお願いに沿った対応を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請するとともに、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ③ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

（事業者への協力要請）

- ④ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します
- ⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

（事業者への支援）

- ⑥ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

（集中的な検査の実施）

- ⑦ 高齢者施設の従事者等に対し集中的な検査を行います

（公共施設の休止等の検討）

- ⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、長野圏域の市町村に対しても検討を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

（特措法第24条第9項）

長野圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が長野圏域を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方

② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請するとともに、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
(特措法第 24 条第 9 項)

長野圏域にお住まいの方や訪問される方に、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意し、特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う 5 人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意した上で、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくよう協力を要請します。

また、長野圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう引き続き協力を要請します。

③ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

長野圏域にお住まいの方に、リモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、感染拡大地域※（宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県）及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域（埼玉県、千葉県、神奈川県）への訪問の自粛について協力を要請します。〈該当地域は R3. 4. 8 現在〉

(特措法第 24 条第 9 項)

また、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域からの長野圏域への来訪についても、できるだけ控えていただくようお願いします。

※ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

④ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

長野圏域内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

長野圏域において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県への事前相談の徹底を求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑥ 市町村と連携し感染拡大の影響を受ける事業者を支援します

地域経済を活性化するために長野圏域の市町村が行う事業者支援の取組を支援します。

⑦ 高齢者施設の従事者等に対し集中的な検査を行います

重症化リスクが高い高齢者等を守るため、感染事例が多く発生している高齢者施設の従事者等に対し、必要に応じて集中的な検査を実施し感染拡大の封じ込めを図ります。

⑧ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、長野圏域の市町村に対しても検討を要請します

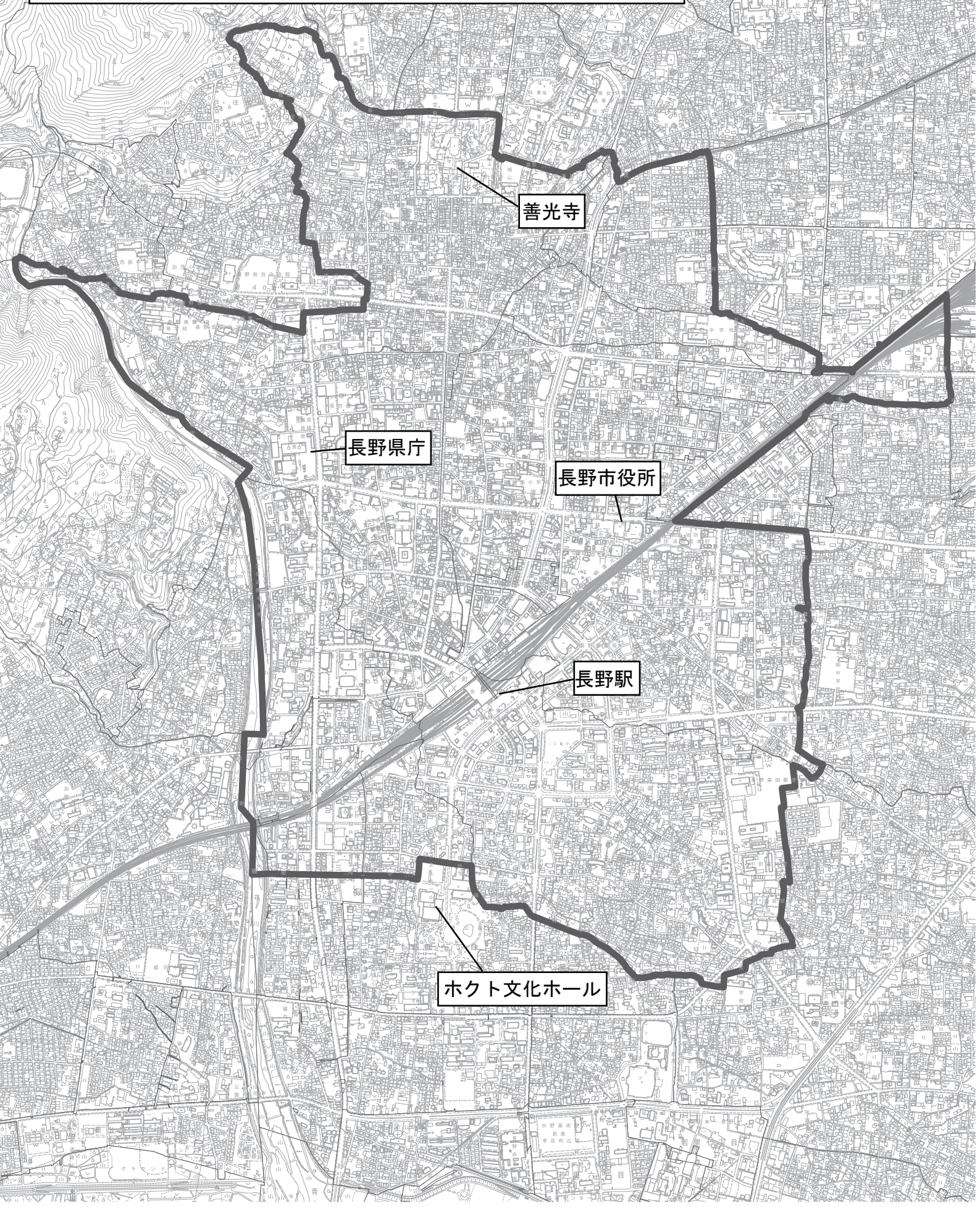
人が集まる県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等を含め必要な措置を検討します。長野圏域の市町村に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

【対象区域】

大字長野、大字南長野、大字三輪、三輪6丁目・7丁目、
柳町、大字鶴賀、東鶴賀町、早苗町、南千歳1丁目・2丁目、
大字栗田、大字中御所、中御所1丁目・2丁目・3丁目、
中御所町4丁目



善光寺

長野県庁

長野市役所

長野駅

ホクト文化ホール

新型コロナに直面する外国人県民への情報提供に係る対応方針（案）

県民文化部

1 目的

言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民が安心して生活できるよう、必要な情報を迅速・効果的に届けるとともに、新型コロナに伴う困りごとやニーズを把握し、市町村や関係団体と連携して支援を行う。

2 方針

外国人県民に対する働きかけのルートに応じて、各部局及び地域振興局が市町村や関係団体等と連携して以下の取組を行う。

働きかけのルート	外国人県民と関わりのある団体等	担当部局
コミュニティ	市町村担当課、国際交流団体、日本語教室、外国人が通う飲食店・食料品店、キーパーソン、宗教施設（キリスト教会、モスク、寺院等）	地域振興局 県民文化部
県的団体	長野県日中友好協会 在日本大韓民国民団 長野県地方本部	企画振興部 県民文化部
留学	大学、専修学校、日本語学校等	県民文化部
就労 (技能実習・専門人材等)	(就業先・派遣元) 雇用企業・事業者、派遣会社、技能実習の監理団体 (団体) 商工会議所、商工会、農協	産業労働部 農政部 健康福祉部

(1) 新型コロナに関する情報の提供

- ・「感染警戒レベル」・「医療アラート」等の状況に応じた迅速な情報提供

※提供する情報

地域ごとの感染警戒レベル、医療アラート、感染対策、メッセージ等

※情報提供に使用する言語

外国人県民が理解できるよう、多言語及び「やさしい日本語」により情報提供を行う。

(2) 困りごとやニーズの把握と支援

- ・外国人県民の困りごとや必要な情報等のニーズについて、担当部局が外国人県民と関わりのある団体等との意見交換等を通じて把握（4月中目途）

※意見交換項目

新型コロナの基本的感染対策、ワクチン接種、仕事・住まい、相談先、支援策等

- ・困りごとやニーズの把握を踏まえ、必要な情報の提供及び支援策・機関につなげる
- ・これらの取組を通じ、特に外国人コミュニティ等とのつながりのチャンネルを増やしていくとともに、継続的なつながりづくりを進める。

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター **026-235-7077**

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

経営・事業に関する相談窓口 ※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓 口	住 所	電 話
経営・創業支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

産業・雇用 総合サポートセンター

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター		026-227-5013
下請かけこみ寺		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 中小企業者の みなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

長野県よろず支援拠点

産業・雇用 総合サポートセンターへ
（長野県地域振興局：連絡先は裏面参照）

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2021年4月1日現在）

中小企業経営者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
融資を受けたい	融資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業 6 億円／国民事業 8,000 万円 金利：当初 3 年間 基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 Tel：0120-154-505
返済猶予を受けたい		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6 億円 金利：3 年間基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 Tel：0120-542-711
緊急事態宣言再発令の影響を受けた ※ 緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること		長野県中小企業融資制度資金	【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000 万円／（運転）8,000 万円 金利：年 0.8% （据置期間 2 年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 Tel：026-235-7200
感染防止対策の設備等を導入したい		新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に 最大 1 年間の返済猶予	県 中小企業再生支援協議会 Tel：026-227-6235
従業員に休業手当等を支払いたい	給付金・助成金・補助金	緊急事態宣言の影響に係る一時支援金 受付：3/8～5/31	緊急事態宣言(2021年1月再発令)の影響により、売上が50%以上減少 中小法人等：上限 60万円 、個人事業者等：上限 30万円 事業確認機関の事前確認が必要 税理士、中小企業診断士、行政書士、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、預金取扱金融機関、農業協同組合、監査法人 など	一時支援金コールセンター Tel：0120-211-240 Tel：03-6629-0479【IP電話】
リーディングカンパニーを目指す 新たなビジネスやサービス等に取り組みたい		市町村の新型コロナウイルス対策支援	市町村での支援事業※（詳細は最寄りの市町村にお問合せください） ※ 市町村によっては、支援事業が無い場合があります	最寄りの市町村 県 産業・雇用総合サポートセンター
県が上乗せ補助		雇用調整助成金 (注) 5月から特例措置縮減	休業手当×助成率：中小企業 4/5 (10/10) 、大企業 2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 15,000円/人・日	長野労働局 Tel：026-226-0866
ニューノーマルに対応した 新たなビジネスやサービス等に取り組みたい		中小企業等事業再構築促進事業 （中小企業 通常枠・卒業枠） 受付：4/15～4/30	通常枠 補助額： 100万円～6,000万円 補助率： 2/3 卒業枠 補助額： 6,000万円超～1億円 補助率： 2/3	事業再構築補助金事務局コールセンター Tel：0570-012-088 Tel：03-4216-4080【IP電話】
県が上乗せ補助		中小企業経営構造転換促進事業 （信州未来リーディング企業育成事業） 受付：3/3～R4.2/15	中小企業等事業再構築促進事業（中小企業）に上乗せ補助 通常枠 補助上限額： 6,500万円 補助率： 最大8/10 ※ 国と県の合計 卒業枠 補助上限額： 1億1,000万円 ※ 国と県の合計（県定額1,000万円）	最寄りの 産業・雇用総合サポートセンター （県地域振興局 商工観光課）
ITツールを導入(テレワーク等)したい		ものづくり・商業・サービス補助金 （通常枠・低感染リスク型ビジネス枠） 受付：4/15～5/13	通常枠 補助上限額： 1,000万円 補助率：中小 1/2 、小規模： 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限額： 1,000万円 補助率： 2/3	生産性革命推進事業コールセンター Tel：03-6837-5929
正社員を雇用したい		持続化補助金（通常枠 受付：～6/4 ） （低感染リスク型ビジネス枠 受付：3/31～5/12 ）	通常枠 補助上限額： 50万円 補助率： 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限額： 100万円 補助率： 3/4 ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策費を支援	最寄りの 産業・雇用総合サポートセンター （県地域振興局 商工観光課）
納税を猶予してほしい		中小企業経営構造転換促進事業 （中小企業ニューノーマル対応支援事業） 受付：3/3～R4.2/15	ものづくり・商業・サービス補助金（低感染リスク型ビジネス枠）に上乗せ補助 補助上限額： 1,200万円 補助率： 9/10 ※ 国と県の合計 持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）に上乗せ補助 補助上限額： 120万円 補助率： 9/10 ※ 国と県の合計	IT導入支援事業事務局 Tel：0570-666-424
社会保険料が支払えない		IT導入補助金 受付：4/7～5/13	「通常枠」 補助上限額： 450万円 補助率： 1/2 「低感染リスク型ビジネス枠」 補助上限額： 450万円 補助率： 2/3	Jobサポ 事務局 Tel：050-2000-7228
		緊急雇用対策助成金	「Jobサポ」を通じて正社員を雇用し、3か月以上雇用を継続した事業所 助成上限額： 15万円/人・月 （3か月分まで） 助成率：賃金の 2/3	
	税・保険料 猶予	納税猶予＜証紙徴収を除く 全税目 ＞ 欠損金繰戻しによる還付＜ 法人税 ＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜ 固定資産税・都市計画税 ＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜ 固定資産税 ＞ 中小企業等テレワーク設備等＜ 法人税・所得税 ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ 自動車税・軽自動車税 ＞ 消費税の課税事業者選択適用＜ 消費税 ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ 印紙税 ＞ 事業承継税制による納税猶予＜ 相続税・贈与税 ＞	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村	
	厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1年間納付猶予	各年金事務所	

直近 1 週間の全県及び圏域ごとの陽性者数の推移

※人口は、R2.7.1現在

【全県】 (全県人口 2,037,228人)

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	204	222	223	226	229	234	240
(直近 1 週間の累計)	10.01	10.89	10.94	11.09	11.24	11.48	11.78
増	27	46	33	23	25	48	38
減	△ 37	△ 28	△ 32	△ 20	△ 22	△ 43	△ 32

【佐久】 (圏域人口 204,929人)

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	21	29	28	28	31	30	27
(直近 1 週間の累計)	10.24	14.15	13.66	13.66	15.12	14.63	13.17
増	6	8	0	1	6	4	2
減	0	0	△ 1	△ 1	△ 3	△ 5	△ 5

【上田】 (圏域人口 192,033人)

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	35	32	29	27	31	28	27
(直近 1 週間の累計)	18.22	16.66	15.10	14.06	16.14	14.58	14.06
増	1	6	5	3	4	3	5
減	△ 6	△ 9	△ 8	△ 5	0	△ 6	△ 6

【諏訪】 (圏域人口 192,163人)

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	2	2	1	1	2	3	5
(直近 1 週間の累計)	1.04	1.04	0.52	0.52	1.04	1.56	2.60
増	0	0	0	0	2	1	2
減	△ 3	0	△ 1	0	△ 1	0	0

【上伊那】 (圏域人口 179,597人)

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	1	1	1	0	0	0	2
(直近 1 週間の累計)	0.55	0.55	0.55	0.00	0.00	0.00	1.11
増	0	0	0	0	0	0	2
減	0	0	0	△ 1	0	0	0

【南信州】（圏域人口 154,365人）

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	1	1	1	1	2	3	3
（直近1週間の累計）	0.64	0.64	0.64	0.64	1.29	1.94	1.94
増	0	0	0	0	2	1	0
減	△ 2	0	0	0	△ 1	0	0

【木曽】（圏域人口 25,432人）

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	0	0	0	0	0	0	0
（直近1週間の累計）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
増	0	0	0	0	0	0	0
減	0	0	0	0	0	0	0

【松本】（圏域人口 421,314人）

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	3	3	6	6	9	14	15
（直近1週間の累計）	0.71	0.71	1.42	1.42	2.13	3.32	3.56
増	1	1	3	1	3	5	1
減	△ 2	△ 1	0	△ 1	0	0	0

【北アルプス】（圏域人口 56,323人）

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	0	1	1	1	1	1	1
（直近1週間の累計）	0.00	1.77	1.77	1.77	1.77	1.77	1.77
増	0	1	0	0	0	0	0
減	0	0	0	0	0	0	0

【長野】（圏域人口 528,166人）

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	135	144	146	151	141	142	145
（直近1週間の累計）	25.56	27.26	27.64	28.58	26.69	26.88	27.45
増	16	26	24	16	7	33	23
減	△ 24	△ 17	△ 22	△ 11	△ 17	△ 32	△ 20

【北信】（圏域人口 82,203人）

発生届受理日	4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
陽性者数の推移	6	9	10	11	12	13	15
（直近1週間の累計）	7.29	10.94	12.16	13.38	14.59	15.81	18.24
増	3	4	1	2	1	1	3
減	0	△ 1	0	△ 1	0	0	△ 1

モニタリング指標の状況

R3.4.8

モニタリング指標	4/7現在 (4/1~4/7)	先週 (3/25~3/31)	先々週 (3/18~3/24)	長野県での ピーク値	国のステージの 区分・指標 上段:ステージⅢ 下段:ステージⅣ
入院者／ 受入可能病床数 の割合(%)	4月7日	3月31日	3月24日	令和3年 1月17日	最大確保病床数 20%以上
	32.9%	22.4%	13.8%	71.7%	現時点確保病床数 25%以上
	143/434床	97/434床	60/434床	251/350床	最大確保病床数 50%以上
(実質)入院者／ 受入可能病床数 の割合(%) ◆当初の受け入れ 予定以外の病床の 利用を除外	4月7日	3月31日	3月24日	令和3年 1月17日	—
	26.5%	20.7%	13.8%	62.3%	
	115/434床	90/434床	60/434床	218/350床	
重症者／ 受入可能病床数 の割合(%)	4月7日	3月31日	3月24日	令和2年 4月20日	最大確保病床数 20%以上
	0.0%	2.0%	2.0%	25.0%	現時点確保病床数 25%以上
	0/49床	1/49床	1/49床	3/12床	最大確保病床数 50%以上
人口10万人 当たりの 療養者数 (療養者数)	4月7日	3月31日	3月24日	令和3年 1月16日	15人以上
	14.28	12.91	6.58	24.30	25人以上
	(291人)	(263人)	(134人)	(495人)	
PCR検査 陽性率 (LAMP法による 検査を含む)	3月31日 ~4月6日	3月24日 ~3月30日	3月17日 ~3月23日	令和3年 1月5日 ~1月11日	10%
	5.17%	6.58%	6.57%	9.46%	10%
直近1週間の 人口10万人当たり の新規陽性者数 (直近1週間の 新規陽性者数)	4月1日 ~4月7日	3月25日 ~3月31日	3月18日 ~3月24日	令和3年 1月5日 ~1月11日	15人以上
	11.83	10.50	6.67	21.05	25人以上
	(241人)	(214人)	(136人)	(429人)	
前週との比較(倍)	1.13	1.57	—	—	1倍以上
直近1週間の 感染経路不明者 の割合(%) (調査中を除く)	4月1日 ~4月7日	3月25日 ~3月31日	3月18日 ~3月24日	令和2年 7月20日 ~7月26日	50%
	6.9%	19.2%	30.9%	37.5%	50%

(注)速報値であり、調査結果により修正される場合があります。